

【申請に関する Q&A】

Q1 こどもの保険情報のわかるものは、何を提出すればよいですか？

A1 お子さまの保険情報が記載されているものとなります。

例としては以下のものになります。

1. マイナンバーカードを使用し、マイナポータル内で保険証情報を PDF 化し、紙に印刷して提出
2. 各医療保険者から発行される資格確認証の写しを提出

Q2 マイナ保険証になっているので、マイナンバーカードの写しを提出でよいでしょうか？

Q2 本町はマイナンバーカードに記載の個人番号では保険情報の確認はできません。

A1 を参考に、添付もしくは提出をお願いします。

Q3 申請者（保護者）名義の通帳等とは、何の通帳ですか？

A3 償還払い※1 を行う際に、申請後、かかった医療費を支払うための口座です。償還払いの支払い希望の口座を記載ください。

申請者（保護者）と償還払い口座の方は同一をお願いします。

Q4 申請者（保護者）名義の通帳等の写しとは、何が必要ですか？

A4 本町が、支払う際に必要な情報となりますので、銀行名・支店名・口座番号・口座名義人（カタカナ）のわかるものの写しをお願いします。

（例）銀行通帳の表面裏の部分、キャッシュカード など

Q5 開庁時間に行くのが難しい。郵送での申請は可能ですか？

A5 郵送での申請も可能です。郵送での申請に係る郵便代等は自己負担となります。また内容に不備がある場合には、再度提出等を求める場合や電話での確認を行うことがありますので、ご了承ください。

【申請後】

Q6 申請したが受給者証はいつ発行されるのか？

A6 現在、令和8年10月診療分から現物給付※2 が開始となるよう準備しております。

受給者証については、9月下旬をめどに、五ヶ瀬中等教育学校もしくは五ヶ瀬町内の自宅に郵送します。現物給付の開始の際には、再度案内を五ヶ瀬町ホームページに公開しますので、ご確認ください。

※1 償還払い 一度医療機関等で保険適用分の内、自己負担分を、福祉課窓口で申請書と支払った領収書を提出し、口座等に支払う方法

※2 現物給付 受給者証にて病院等を受診し、保健診療における窓口負担が無料になる方法